



報道発表資料の配付日時 6月21日(月) 11時30分

発表項目 (行事名)	「緊急事態措置協力支援金(6/1～6/20)」の申請開始について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、6月1日から6月20日までの間、時短要請等に協力いただいた事業者の皆様を対象とした支援金の申請受付を本日から開始しましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○ 申請方法 郵送又は電子申請 郵送 〒063-8691 札幌西郵便局郵便私書箱第28号 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)係</p> <p>※ 電子申請については、現在準備中です。 ※ 申請書・手引き等を希望される場合は、振興局又は各市町村で配布しているほか、道のホームページからダウンロードが可能です。 URL http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top06.htm</p> <p>○ 申請期間 令和3年(2021年)6月21日(月)から8月31日(火)まで</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆ 対象施設 飲食店、カラオケ店、結婚式場 * 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得している施設</p> <p>◆ 要請内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)は11時から19時まで ・業種別ガイドラインを遵守する ・飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない <p>◆ 支援金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <中小企業・個人事業者> 売上高に応じて1日当たり2.5万円～7.5万円 <大企業> 売上高の減少額に応じて1日当たり最大20万円 </div>		
参考	<p>【緊急事態措置協力支援金(5/16～5/31要請分)】</p> <p>○ 申請期間は6月1日から8月31日まで。</p> <p>○ 申請受理後、申請書類に不備がなければ、3週間程度を目途として毎週金曜日に支援金を支給する予定。</p> <p>○ 6月11日(金)時点において、道(特定措置区域市町村を除く)への申請受付件数は2,694件、6月18日支給分の件数及び総額は1,235件約5億5,745万円。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	○ 管内にも受給対象となる事業者の皆様が多くいることから、幅広い周知にご協力をお願いします。		
担当(連絡先)	産業振興部商工労働観光課長 日野 広洋 TEL ダイヤルイン 0162-33-2924(内線2400)		